



7

学割証について

制度の趣旨

学割証は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、就学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものである。

使用目的の範囲

学割証の発行は、使用目的の範囲と制度の趣旨に鑑み、原則として次の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限ります。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他就学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行(家族旅行等)

※ 片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合に割引普通乗車券を一人一回に限って購入できます。割引率は通常普通運賃の2割引で特急券等の割引はありません。(鉄道以外でも船舶でも割引が利用できます。)

学割証の請求

☆学割証を発行請求するには

- 担任または職員室で学割証申込書の用紙を請求してください。
- 学割証申込書に必要事項を記入し、担任または職員室に提出してください。
- 学割証申込書を元に学割証を必要枚数発行します。
- 発行された学割証と学生証を持って駅の窓口で乗車券を購入してください。

